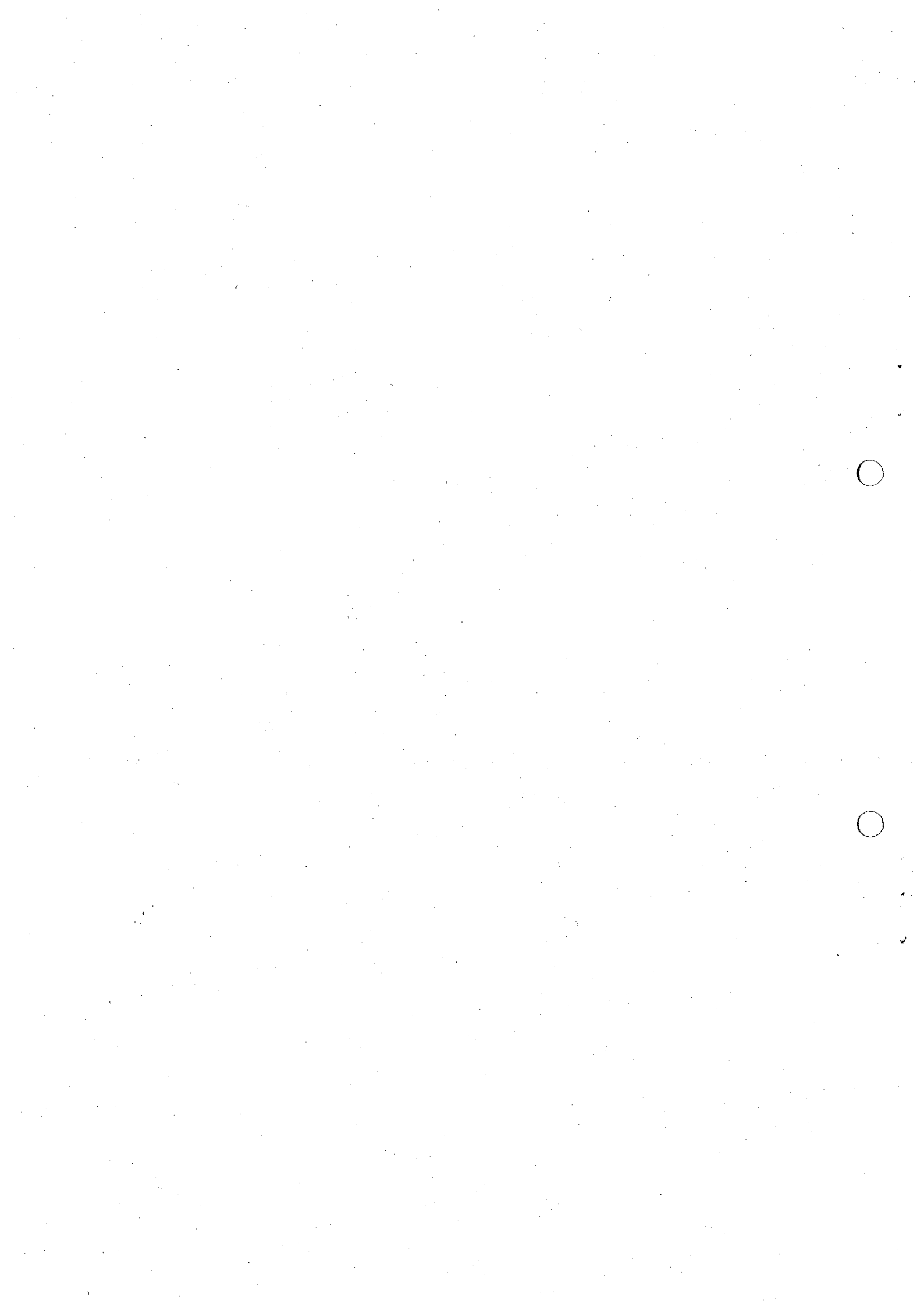


第 1 4 号議案

平成 2 9 年 度

吉田町一般会計補正予算 (第 4 号)



平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,905,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表地方債補正」による。

平成30年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,119,911	156,537	5,276,448
	1 町民税	1,961,887	111,800	2,073,687
	2 固定資産税	2,642,981	53,124	2,696,105
	4 町たばこ税	195,309	△8,387	186,922
2 地方譲与税		96,800	△1,700	95,100
	1 地方揮発油譲与税	27,000	△1,000	26,000
3 利子割交付金		69,800	△700	69,100
	2 自動車重量譲与税	6,100	1,800	7,900
4 配当割交付金		6,100	1,800	7,900
	1 利子割交付金	20,200	△900	19,300
5 株式等譲渡所得割交付金		20,200	△900	19,300
	1 配当割交付金	14,900	9,300	24,200
6 地方消費税交付金		14,900	9,300	24,200
	1 株式等譲渡所得割交付金	587,300	1,900	589,200
7 自動車取得税交付金		587,300	1,900	589,200
	1 地方消費税交付金	30,900	4,100	35,000
11 分担金及び負担金		30,900	4,100	35,000
	1 自動車取得税交付金	123,293	△1,653	121,640
13 国庫支出金		3,245	△1,653	1,592
	1 分担金	887,030	36,478	923,508
		645,019	△8,115	636,904
	1 国庫負担金	233,014	44,593	277,607
	2 国庫補助金			

款	項	補正前の額	補正額	計
14 県支出金		1,052,218	△58,626	993,592
	1 県負担金	312,391	△1,016	311,375
15 財産収入	2 県補助金	668,619	△57,610	611,009
		16,248	3,925	20,173
17 繰入金	1 財産運用収入	4,247	3,925	8,172
		853,290	△300	852,990
19 諸収入	2 基金繰入金	844,767	△300	844,467
		188,449	10,145	198,594
20 町債	2 町預金利子	25	228	253
	3 貸付金元利収入	708	120	828
	4 受託事業収入	153	15	168
	5 雑入	179,763	9,782	189,545
	1 町債	1,090,896	△36,100	1,054,796
歳入	合計	11,780,865	124,906	11,905,771

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		101,998	△319	101,679
	1 議会費	101,998	△319	101,679
2 総務費		1,623,997	△9,328	1,614,669
	1 総務管理費	1,284,519	△6,230	1,278,289
	2 徴税費	222,083	128	222,211
	3 戸籍住民基本台帳費	86,377	△3,110	83,267
3 民生費	4 選挙費	28,434	9	28,443
	6 監査委員費	1,295	△125	1,170
		2,790,927	△17,430	2,773,497
4 衛生費	1 社会福祉費	1,340,539	1,510	1,342,049
	2 児童福祉費	1,450,182	△18,940	1,431,242
6 農林水産業費		1,592,895	△11,090	1,581,805
	1 保健衛生費	1,592,895	△11,090	1,581,805
7 商工費		522,431	△69,951	452,480
	1 農業費	83,188	△1,669	81,519
	3 水産業費	431,002	△68,282	362,720
8 土木費		356,062	3,573	359,635
	1 商工費	356,062	3,573	359,635
9 消防費		1,420,318	△133,026	1,287,292
	1 土木管理費	106,927	519	107,446
	2 道路橋梁費	372,532	△130,635	241,897
	4 都市計画費	836,390	△2,910	833,480
		481,240	△47,300	433,940
	1 消防費	481,240	△47,300	433,940

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,368,548	284,097	1,652,645
	1 教育総務費	242,825	340,303	583,128
	2 小学校費	157,997	27	158,024
	3 中学校費	55,257	12	55,269
	4 社会教育費	165,785	369	166,154
	5 保健体育費	746,684	△56,614	690,070
13 諸支出金		394,309	125,680	519,989
	2 基金費	394,307	125,680	519,987
歳出	合計	11,780,865	124,906	11,905,771

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港環境整備事業費	84,760
8 土木費	2 道路橋梁費	企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費	31,231
8 土木費	3 河川費	大幡川改修事業費	33,005
10 教育費	1 教育総務費	教育振興事業費	339,088
合計			488,084

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

廃止

事 項	期 間	限 度	額
企業活動維持支援事業区域基盤整備	平成30年度まで		51,818
合 計			51,818

正 補 債 方 地 表 第 4 表

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小中学校トイレ改修事業	247,900 千円	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。
合 計	247,900 千円			

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産基盤整備事業	7,100千円	証券借入	6.0%以内	政府から借り入れ る場合は、その融資 条件により、銀行そ の他から借り入れ る場合は、据置期間 を含めて30年以内 に元金均等又は元金 均等若しくは、元利 不均等の方法をもっ て年賦又は半年賦で 償還する。	4,500千円	証券借入	6.0%以内	政府から借り入れ る場合は、その融資 条件により、銀行そ の他から借り入れ る場合は、据置期間 を含めて30年以内 に元金均等若しく 又は元金不均等の 方法は、元利不均等 の方法をもって年賦 又は半年賦で償還 する。
水産物供給基盤機能保全 事業	6,000千円	"	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府から借り入れ る場合は、その融資 条件により、銀行そ の他から借り入れ る場合は、据置期間 を含めて30年以内 に元金均等又は元金 均等若しくは、元利 不均等の方法をもっ て年賦又は半年賦で 償還する。	1,700千円	"	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府から借り入れ る場合は、その融資 条件により、銀行そ の他から借り入れ る場合は、据置期間 を含めて30年以内 に元金均等若しく 又は元金不均等の 方法は、元利不均等 の方法をもって年賦 又は半年賦で償還 する。
漁港環境整備事業	91,200千円	"		ただし、町財政の 都合により繰上償還 し、償還期限を短縮 し、又は借換するこ とができる。償還財 源は、一般歳入若し くは、その他の収入 をもって支弁する。	77,800千円	"		ただし、町財政の 都合により繰上償還 し、償還期限を短縮 し、又は借換するこ とができる。償還財 源は、一般歳入若し くは、その他の収入 をもって支弁する。
吉田町内道路舗装修繕事 業	26,700千円	"			4,300千円	"		
企業活動維持支援事業区 域基盤整備事業	211,500千円	"			141,800千円	"		
大幡川改修事業	29,000千円	"			27,000千円	"		
同報無線デジタル化整備 事業	46,300千円	"			22,300千円	"		

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合体育館改修事業	208,100千円	証券借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府から借り入れ る場合は、その融資 条件により、銀行そ の他から借り入れる 場合は、据置期間を 含めて30年以内に 元利均等又は元金均 等若しくは、元利不 均等の方法をもって 年賦又は半年賦で償 還する。 ただし、町財政の 都合により繰上償還 し、償還期限を短縮 し、又は借換するこ とができる。償還財 源は、一般歳入若し しくは、その他の収入 をもって支弁する。	69,300千円	証券借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府から借り入れ る場合は、その融資条 件により、銀行その他 から借り入れる場合 は、据置期間を含めて 30年以内に元利均等 又は元金均等若しく は、元利不均等の方法 をもって年賦又は半 年賦で償還する。 ただし、町財政の都 合により繰上償還し、 償還期限を短縮し、又 は借換することがで きる。償還財源は、一 般歳入若しくは、その 他の収入をもって支 弁する。
合 計	625,900千円				348,700千円			

3 廃止

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路照明改修事業	6,800千円	証書借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還の方法 政府から借り入れ る場合は、その融資条 件により、銀行その他 から借り入れる場合 は、据置期間を含めて 30年以内に元利均等 又は元金均等若しく は、元利不均等の方法 をもって年賦又は半 年賦で償還する。 ただし、町財政の都 合により繰上償還し、 償還期限を短縮し、又 は借換することがで きる。償還財源は、一 般歳入若しくは、その 他の収入をもって支 弁する。	—	—	—	—
合 計	6,800千円							

